

2019年4月12日

アフラック

## 改元および10連休に関わる対応について

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」施行に伴い、2019年4月27日から同年5月6日にかけて10連休となります。

つきましては、改元および10連休に関わる各種対応について、下記のとおりご案内申し上げます。なにとぞご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. お問い合わせ窓口の休業期間

お電話によるお問い合わせ窓口は、4月28日から5月1日、5月3日から5月6日の期間を休業させていただきます。詳細は当社ホームページ「ゴールデンウィーク休業期間に関するご案内」をご確認ください。

#### 2. 改元に関わるご案内

「令和」表記の帳票を用意するまで、一定のお時間をいただきます。「平成」表記の帳票は、5月1日以降も引き続きご使用可能です。

「平成」表記の帳票をそのままご使用される場合には、「平成31年」とご記入ください。

「令和」に訂正される場合には、「平成」に二重線を引き、「令和」とご記入ください。

この場合、訂正印は不要です。

#### 3. 10連休に関わるご留意点

(1)連休前後のお問い合わせは、通常より電話が繋がりにくく、お時間を要するなどご不便をおかけすることが予想されます。

(2)連休前後の各種手続きは、ご請求書類の到着まで通常よりお時間を要する場合がございます。

(3)クレジットカード払いのご契約について、クレジットカード会社の締日と当社の保険料請求日との関係や事務手続きのタイミングにより、当月分のご請求がずれることが予想されます。一度に二ヶ月分の引き落としとなる月や、ご請求のない月が発生する場合がございます。あらかじめご了承ください。

なお、クレジットカード会社の締日については、ご利用のカード会社へご確認ください。

以上

## Q&A

<b>Q1</b> 連休中のお問い合わせ窓口の営業時間を確認したい
A1 連休中のお問い合わせ窓口の営業時間の詳細は、当社ホームページ「ゴールデンウィーク休業期間に関するご案内」( <a href="https://www.aflac.co.jp/info/closing_gw.html">https://www.aflac.co.jp/info/closing_gw.html</a> )をご確認ください。
<b>Q2</b> 手続きの受付は電話による方法以外にないか
A2 お問い合わせや各種手続きの受付について、お電話（オペレーター）以外の方法もございます。ぜひご活用ください。 連休前後のお手続きには通常よりお時間を要する場合がございますので、ご了承ください。 <インターネットからの各種手続き> <a href="https://www.aflac.co.jp/canet/">https://www.aflac.co.jp/canet/</a> <アフラックほっとサービス 24（自動音声応答サービス）> <a href="https://www.aflac.co.jp/canet/hotservice.html">https://www.aflac.co.jp/canet/hotservice.html</a>
<b>Q3</b> 連休中に給付金・保険金の請求はできないのか
A3 給付金・保険金のご請求はインターネットからも可能です。 お電話（オペレーター）による受付は4月28日から5月1日、5月3日から5月6日の期間を休業させていただきます。 また、連休前後のご請求手続きには通常よりお時間を要する場合がございますので、ご了承ください。 <インターネットからのご請求手続き> <a href="https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/">https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/</a>
<b>Q4</b> 保険料支払いが毎月27日の口座振替だが、いつ引き落としされるのか
A4 振替日が土日祝日または金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日の振替となります。そのため、2019年4月27日に振替予定の保険料は、2019年5月7日に振替いたします。なお、法人のお客様につきましては、今回のように4月中に保険料の支払いが行われない場合、原則、4月度の保険料として税務上の処理ができないため、貴社の税務処理に影響がございませう。必要に応じて所轄の税務署または顧問税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。
<b>Q5</b> 連休中に給付金・保険金・年金等を受取ることはできるのか
A5 連休中はお客様口座へお支払いはできませんので、連休前にお申し出いただいたお手続きのうち、4月26日までにお支払いできなかったものについては、5月7日以降のお支払いとなります。ご了承ください。なお、連休中に満期日、年金支払開始日を迎える契約の満期保険金、年金等についても、5月7日以降のお支払いとなります。 また、連休前後は給付金・保険金のご請求が通常よりも多くなることが予想されますので、お支払い手続きに通常よりもお時間を要する場合がございます。給付金・保険金の審査にあたり確認等が必要な場合は、さらに日数を要する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。